

新潟市美術館及び新潟市新津美術館協議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市美術館及び新潟市新津美術館協議会（以下「協議会」という。）の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 国、地方公共団体の議員又は新潟市職員でない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日を記載したものに作文を添えて、郵送、持参、ファクシミリ、電子メールにより応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するために「新潟市美術館及び新潟市新津美術館協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募の都度に設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 協議会の委員で美術館を所管する部長が指名する者2名以内
- (2) 美術館を所管する部長
- (3) 美術館特任館長
- (4) 美術館館長
- (5) 新津美術館館長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は平成15年6月10日から施行する。

附 則

この要領は平成21年2月1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年12月1日から施行する。